



2020年4月27日満期(3年債) インド・ルピー建債券 (円貨決済型)

利率／年

4.80%

インド・ルピー建の表面利率
(税引後 年**3.824%**)

(注)利率はインド・ルピーベースです。

税引後の利率は、20.315%の税金が差し引かれた利率であり、小数第4位以下を切り捨てた数値にて表示しています。

売 出 要 項

発 行 体	国際復興開発銀行(世界銀行)	お申込み単位	300,000インド・ルピー以上 100,000インド・ルピー単位
格 付	Aaa (Moody's) / AAA (S&P) 【無登録格付】	売 出 期 間	2017年4月10日～4月27日
利 率	年4.80% (インド・ルピーベース課税前)	発 行 日	2017年4月27日
売 出 価 格	額面金額の100.00%	受 渡 日	2017年4月28日
償 還 価 格	額面金額の100.00%	償 還 日	2020年4月27日
		利 払 日	毎年4月および10月の27日

インド・ルピー建債券(円貨決済型)の決済方法について

インド・ルピーは通貨規制により取引が制限されていることから、インド・ルピー建債券(円貨決済型)のお取引にかかる決済(購入代金のお支払、途中売却代金のお受取り、利金および償還金のお受取り)は以下の通り円貨で行われます。外貨での決済はできません。詳しくは販売説明書をご確認ください。

- ▶ 購入代金のお支払・途中売却代金のお受取り — お取引時点で当社が定める為替レートをを用いて換算された円貨金額での決済
 - ▶ 利金および償還金のお受取り — 発行者により参照為替レート決定日の参照為替レート[※]を用いて換算された円貨金額での決済
- ※インド準備銀行が公表する為替レート(RBICレート)

インド共和国基本情報

出所:外務省ホームページ

人 口	12億1,057万人(2011年国勢調査) 人口増加率17.68%(10年:2011年国勢調査)
面 積	328万7,469平方キロメートル (インド政府資料:パキスタン、中国との係争地を含む) (2011年国勢調査)
首 都	ニューデリー (New Delhi)
言 語	連邦公用語はヒンディー語、他に憲法で公認されている州の言語が21
宗 教	ヒンドゥー教徒79.8%、イスラム教徒14.2%、キリスト教徒2.3%、シク教徒1.7%、仏教徒0.7%、ジャイナ教徒0.4%(2011年国勢調査)
政 体	共和制
主 要 産 業	農業、工業、鉱業、IT産業
名 目 GDP	2兆074億ドル(2015年:世銀資料)
GDP 成長率	7.6%(2015年度:インド政府資料)
外 貨 準 備 高	3,518億ドル(2015年5月1日時点:インド準備銀行)



インドの経済概況

出所:外務省ホームページ

インドは独立以来、輸入代替工業化政策を進めてきたが、1991年の外貨危機を契機として経済自由化路線に転換し、規制緩和、外資積極活用等を柱とした経済改革政策を断行。その結果、経済危機を克服したのみならず、高い実質成長を達成。2005年度-2007年度には3年連続で9%台の成長率を達成し、2008年度は世界的な景気後退の中でも6.7%の成長率を維持、2010-2011年度は8.4%まで回復したが、欧州債務危機及び高インフレに対応するための利上げ等の要因により、経済は減速。2014年度に入り、経済重視の姿勢を掲げるモディ新政権が成立。2014年度のGDP成長率は7.2%、2015年度は7.6%となった。今後の政策及び政権運営が注目されている。

国際復興開発銀行(世界銀行)について

世界銀行は、1945年に設立された国際機関です。世界銀行は、中所得国および信用力のある貧困国に融資、保証、および分析・助言サービスなどの非融資業務を提供し、持続可能な開発を推進することで、これらの国の貧困を削減することを目指しています。また、資本市場から最も高い評価を受けている国際機関の一つで、世界各国の資本市場で債券発行の実績があります。世界銀行の正式名称は国際復興開発銀行ですが、一般的には世銀、債券は世銀債の名称で知られています。

インド・ルピー円為替レートの推移(過去10年間) 出所:Bloombergデータ 2017年4月5日現在



手数料など諸費用について

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

外貨建債券のお取引にあたってのリスクについて

- ① **為替変動リスク**: 為替相場の変動により、利金、償還時及び中途売却時の円貨でのお受取り金額は増減し、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ② **価格変動リスク**: 中途売却の場合には、売却時の債券市況や金利水準により、債券の売却価格が変動し、外貨ベースの買付価格を下回ることもあります。
- ③ **金利変動リスク**: 中途売却の場合には、金利の上昇等による債券価格の下落により、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ④ **発行者の信用リスク**: 発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、元本や利息の支払能力(信用度)が変化し、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ⑤ **流動性リスク**: 市場環境の変化により流動性が低くなることも考えられます。極端な場合には、店頭取引において、買い取りが行われなくなる可能性があります。
- ⑥ **カントリーリスク**: 発行通貨国の政治・経済・社会情勢の混乱等により債券の売買が制限されることなどから、元本の損失が生じるおそれがあります。

無登録格付について

本資料において使用される格付について、以下に掲げる当該信用格付与者は金融商品取引法第66条の27の登録を受けておりません。無登録格付に関する留意点につきましては、販売説明書をご覧ください。

◎ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)

◎S&Pグローバル・レーティング(S&P)

- 「外国証券取引口座」の開設が必要となります。
- 外貨建て債券に関する租税の概要
個人のお客さまに対する外貨建て債券(一部を除く。)の課税は、原則として以下によります。
 - ・ 外貨建て債券の利子(為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
 - ・ 外貨建て債券の譲渡益及び償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
 - ・ 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- お申し込みの際は、必ず販売説明書・契約締結前交付書面をご覧ください。
- 資料のご請求は、東洋証券の各支店へお問い合わせください。
- 今後、税制当局により税制について新たな変更が行われた場合は、それに従うこととなります。